



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 会計管理者訓令

*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

（会計課）..... 1

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月26日

和歌山県会計管理者 城 本 剛

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------------------|--|----------------|------------------------|--|----------------|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 保管させる 出納員名 | 目的 | 交付限度額 | 保管させる 出納員名 | 目的 | 交付限度額 |
| 略 | | | 略 | | |
| 和歌山下津 港湾事務所 の出納員 | 和歌山下津港湾事 務所の現金の収納 に際し必要なつり 銭に充てるため。 | <u>60,000円</u> | 和歌山下津 港湾事務所 の出納員 | 和歌山下津港湾事 務所の現金の収納 に際し必要なつり 銭に充てるため。 | <u>20,000円</u> |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。